

平成29年度は、前年度より被保険者数が39名増加し7,351名となりました。平均標準報酬月額
429円増加し、総標準賞与額は237百万円の減少となりました。

健康保険収入は前年度よりも172百万円減少し、3,535百万円となりました。支出においては保険給
付費が前年度より37百万円減少し、1,878百万円となりました。納付金は前年度より191百万円増加
し1,460百万円となり、収支計は57百万円の黒字となりました。

平成29年度決算の概要

1. 決算概要表(一般保険) (単位:百万円)

科	目	決 算 額
収 入	健康保険収入	3,535
	調整保険料収入	47
	退職積立金繰入	0
	国庫補助金収入	1
	財政調整事業交付金	34
	雑 収 入	7
	収 入 合 計	3,624
	支 出	事務 費
保 険 給 付 費		1,878
納 付 金		1,460
保 健 事 業 費		106
財政調整事業拠出金		46
連 合 会 費		2
そ の 他		0
支 出 合 計		3,566
収 入 支 出 差 引 額		57

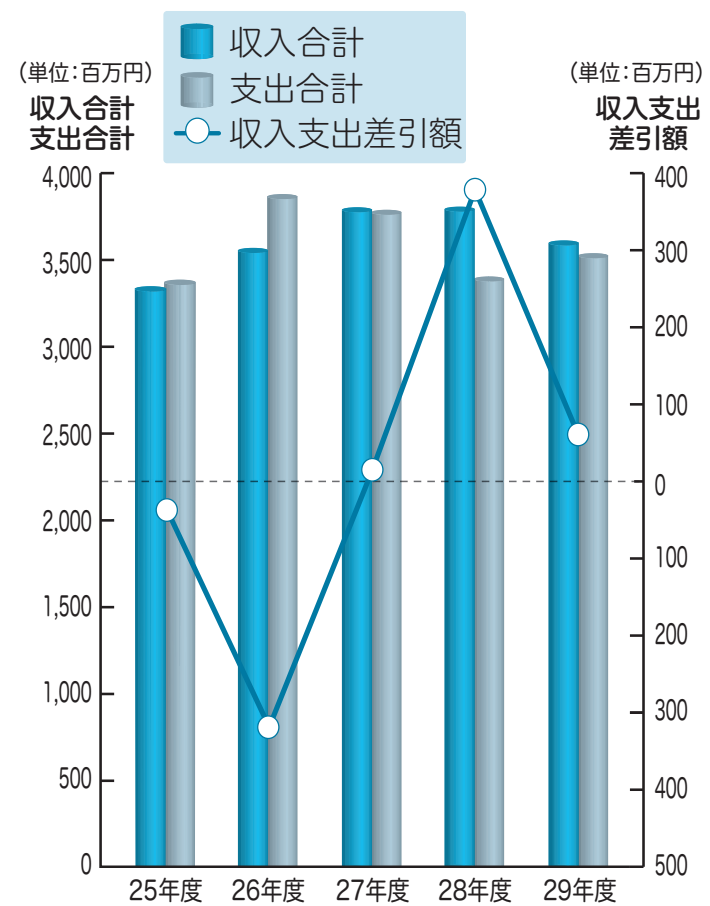
2. 決算概要表(介護保険) (単位:百万円)

科	目	決 算 額
収 入	介護保険収入	365
	収 入 合 計	365
支 出	介護納付金	338
	支 出 合 計	338
収 入 支 出 差 引 額		27

決算の基礎数値(一般保険)

被保険者数	合計	7,351人
	男	5,582人
	女	1,769人
平均標準報酬月額	平均	338,879円
	男	357,749円
	女	277,771円
一般保険料率 (調整保険料率を含む)	合計	9.65%
	事業主	5.79%
	被保険者	3.86%

● 収入支出と差引額の推移



決算の基礎数値(介護保険)

保険料徴収対象 被保険者数	合計	3,435人
平均標準報酬月額	平均	389,055円
介護保険料率	合計	1.70%
	事業主	1.02%
	被保険者	0.68%



平成29年度

収支決算が承認されました

去る7月24日(火)に開催した第216回決算組合会において、
平成29年度の決算が承認されましたので概要をお知らせします。



理事長 出口 淳一郎

理事長挨拶

日頃から健康保険組合の運営・活動にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
はじめに、私は先の組合会議員総選挙に伴い理事長を拝命いたしました出口です。渡邊前理事長
のあとを引き継ぎ、当健保組合の事業運営と発展に努力いたしますので、皆様のご理解・ご協力をお
願い申し上げます。

さて、健保連では平成30年度における健康保険組合の財政状況等について、平成30年度の予算
データ報告があった組合(1,372組合)の数値を基に、平成30年度予算状況を推計し、前年度予算
と比較した結果をまとめたものを公表しています。そこには依然として健康保険組合に重い負担が
かかっている状況が表れています。

- ・赤字組合は全健保組合の6割超の866組合、平均保険料率10%以上の組合は313組合
- ・被保険者数、保険料収入は増加しているが、法定給付費も増加
- ・高齢者医療に対する拠出金は前年度に対し減少するも、保険料収入に対し比率は約43.11%
と半分近くであり、財政圧迫は変わっていない
- ・平均保険料率は9.215%で前年度より増加(当健保組合は9.65%で平均より高い)
- ・介護保険も負担増の傾向は変わらず、1人当たりの介護納付金は3.56%増の96,496円(当健
保組合は平成29年度決算にて92,488円だが対前年度比では5.8%増)
- ・平均介護保険料率は1.519%で前年度より増加、当健保組合は1.7%

また、「高齢化」や「医療の高度化」により医療費は伸び続けており、2015年度からの10年間で
約15兆円が増加する見込ともいわれています。

このように健康保険組合を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、当健保組合の平成29年
度の健康保険収入は、前年度より健康保険料率を10%から9.65%に下げ、172百万円の減額とな
りました。支出では保険給付費が前年度から37百万円減少し、納付金は前年度から191百万円の
増額となり、平成29年度収支は57百万円の黒字となりました。

しかし、今後の見通しにおいては高齢化の進展や高度医療に伴う医療費の増大、高齢者医療へ
の支援金・納付金の負担増が予想され、健保財政への圧迫状況は続いていくものと思われます。当
健保組合としましては、これまで取り組んできた保険給付費の適正化や健保財政の健全化活動に加
え、組合員とご家族の皆様へのアプローチを強化することでより多くの関係者に健康意識を高めて
いただくことが重要であり、それが医療費増加の抑制へとつながるものと考えております。

データヘルス計画も今年度より第2期への取り組みが始まりました。健保事業についてはその実
効性が問われ、検診・レセプトデータを活用した科学的アプローチ等健康保険組合への要求は増す
ばかりと思われれます。

こうした要求に応えるためにも、当健保組合ではこれまでの取り組みをブラッシュアップすると
ともに、健保単独での活動だけではなく事業主との連携強化を図り、より効率的で実効性のある取
組みを推進する必要があると考えております。加入者の皆様にはより一層のご支援・ご協力をよ
ろしくお願いいたします。

70歳以上の高額療養費の見直し

平成30年8月改正内容について



高額療養費

高額療養費制度は、ひと月に医療機関に支払う医療費が高額になった場合に、一定額（自己負担限度額）を超えた額を高額療養費として払い戻す制度です。自己負担限度額は所得や年齢に応じて決まっています。

高額療養費の見直しが行われ、70歳以上の自己負担限度額が平成30年8月から次のように変更になりました。この変更により、所得区分によって「限度額適用認定証」の提出が必要になる場合がありますのでご注意ください。

■自己負担限度額(1ヵ月)

【平成30年7月まで】

	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	57,600円	80,100円+ 【(医療費- 267,000円)×1%】 (44,400円*)
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円*)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

【平成30年8月から】

	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+【(医療費-842,000円)×1%】 (140,100円*)	
53~79万円	167,400円+【(医療費-558,000円)×1%】 (93,000円*)	
28~50万円	80,100円+【(医療費-267,000円)×1%】 (44,400円*)	
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円*)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

*多数該当の場合

低所得者Ⅱ…住民税非課税世帯に属する人

低所得者Ⅰ…被保険者と全被扶養者の年金収入が80万円以下の場合

色文字部分に該当する人で支払いが高額になる場合は、「限度額適用認定証」を提出すれば、自己負担限度額までの支払いとなります。

●70歳以上の高額療養費の外来年間合算について

平成30年7月31日時点で一般区分または低所得区分に該当する人で、外来療養にかかる自己負担額の年間合計額(平成29年8月~平成30年7月)が14万4千円を超える場合は申請してください(超える分が支給されます)。

高額介護合算療養費

医療と介護の費用を合算した年間の金額が、自己負担限度額を超えると、高額介護合算療養費として払い戻されます。高額療養費と同様に、自己負担限度額は所得や年齢に応じて決まっています。

高額介護合算療養費の見直しにより、70歳以上の自己負担限度額が平成30年8月から次のように変更になりました。

■自己負担限度額(年間)

	健康保険+ 介護保険 (70歳未満)	健康保険+介護保険(70~74歳)	
		平成30年7月まで	平成30年8月から
標準報酬月額 83万円以上	2,120,000円		2,120,000円
53~79万円	1,410,000円	670,000円	1,410,000円
28~50万円	670,000円		670,000円
26万円以下	600,000円	560,000円	560,000円
低所得者Ⅱ		310,000円	310,000円
低所得者Ⅰ	340,000円	190,000円	190,000円

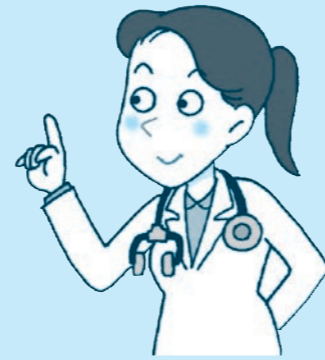
ご家族(被扶養者)のみなさん、 健康保険組合の 健診(がん検診)を受けましょう



健診(がん検診)、受けていますか? 胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がんは、検診が有効ながんとして、がん検診が行われています。検診によりがんを早期に発見できれば早期に治療が始められるため、完治する可能性が高く、体への負担が軽くて済みます。

また、近年、女性特有のがん(乳がん、子宮がん)の発症が低年齢化し増加しており、これに対応して婦人科がん検診もご案内しています。

ご家族が健診(がん検診)の予約・受診をされていないようでしたら、ぜひ受診するようお勧めください。年に一度、健診(がん検診)を受けて、健康管理にお役立てください。



※ご家族(被扶養者)の健診(がん検診)に関しては、健保本支部の健診担当者にお問い合わせください。

●補欠選挙・理事選挙執行について

平成30年7月1日と7月11日に組合会議員補欠選挙と理事選挙を行い、次の方が議員、役員に選出されました。任期は平成33年4月12日までとなります。

選定議員	本支部	氏名	役員
	広島支部	山本 高久	常務理事

ジェネリックシールをご活用ください



ジェネリック医薬品は先発医薬品と有効成分、効能、用法・用量は同じで安心・安全に使用でき、費用は安く済む薬です。みなさんの薬代の節約になり、増大する医療費の抑制にもつながります。今号にジェネリックシールを挟み込みましたので、ぜひご活用ください。